

〒 [郵便番号]

[住所1]

事 務 連 絡

[住所2]

令 和 6 年 月 日

[受給者氏名]

様

[識別番号]

高槻市子ども育成課

## 児童手当制度の改正に関するお知らせについて

平素は児童福祉行政にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和6年10月より児童手当法の改正に伴い、児童手当制度が変更されます。新たに高校生相当年齢(15歳～18歳年度末)の方につきましても支給対象となることから、お手続き方法等についてお知らせします。

※この通知は、令和6年7月25日時点で市内に住民登録のある方のうち、高槻市で児童手当の対象となっていない15歳から18歳の年度末まで（高校生相当年齢）の方全員にお送りしています。そのため、同じ世帯に複数の高校生相当年齢の方がいる場合は、複数同じ文書が到達します。また、公務員の方や既に他市町村で児童手当の対象となっているなど、高槻市で対象とならない方にも届いている場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### 主な改正内容

- ・ 所得制限が撤廃されます
- ・ 支給対象年齢が高校生相当年齢（15歳から18歳の年度末まで）に拡大されます
- ・ 第3子以降の支給額が30,000円に増額されます
- ・ 第3子加算の算定対象が大学生相当年齢（18歳から22歳の年度末まで）に拡大されます
- ・ 支払回数が年3回（6月、10月、2月）から年6回（偶数月）に変更になります

### お手続き方法

#### 【児童手当の請求者について】

児童手当の請求者は生計の中心者（お子さまを養育する父母等のうち、原則として所得の高い方）となります。審査の結果、請求者と生計の中心者が異なる場合、修正をお願いする場合があります。

#### 【請求者が公務員の方】

- ・ 公務員の方は勤務先（所属庁）から児童手当が支給されます。
- ・ 勤務先（所属庁）にて申請（認定請求）のお手続きを行ってください。
- ・ 出向中等の事由により、勤務先（所属庁）から児童手当が支給されない場合は、以下の【請求者が公務員でない方】をご参照ください。
- ・ 自らが公務員として児童手当の対象となるかが不明な場合については、勤務先（所属庁）に直接お問い合わせください。

#### 【請求者が公務員でない方】

- ・ 請求者となる方がお住まいの自治体に申請（認定請求）を行う必要があります。
- ・ 申請方法の詳細は同封のチラシをご確認ください。
- ・ 対象のお子さまが既に他の市町村等において児童手当の認定を受けている場合は、重複して児童手当を受けることはできません。万が一重複して申請がなされた場合は、原則として生計の中心者が児童手当を受給することとなります。

## 制度改正後の児童手当の支払について

制度改正後の児童手当については、10月分・11月分が12月以降に支払われます。  
令和6年10月には支給されませんので、ご注意ください。

## お手続きの期限について

申請書（認定請求書）の提出は、令和6年9月30日までをお願いいたします。この期限を過ぎた場合、12月に支給されず、令和7年2月以降に支給が遅れる場合があります。  
なお、令和7年3月31日までにお手続きが完了すれば、令和6年10月分に遡って支給されます。  
ただし、令和7年3月31日を過ぎますと、お手続きのなかった期間の児童手当を受け取ることができませんのでご注意ください。

## お手続き方法について

郵送または電子申請で受付を行っています。  
電子申請の場合、必要な項目が自動的に表示されるため、記入漏れの心配がありません。  
詳細は同封のチラシをご確認ください。  
なお、この度の児童手当制度改正に伴い、子ども育成課の窓口が大変混雑することが予想されるため、郵送または電子申請でのお手続きにご協力をお願いいたします。

### 【電子申請の場合】

<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/site/waiwai/130699.html>  
※マイナンバーカード不要



### 【郵送の場合の送付先】

〒569-0067  
高槻市桃園町2番1号  
高槻市役所 子ども育成課 児童手当担当

## お手続きに不備があった場合について

お手続きに不備や確認事項がある場合、高槻市から電話連絡を行う場合があります。  
以下のいずれかの番号から発信いたしますので、ご対応をお願いいたします。

- ・ 072-674-7174（代表）
- ・ 072-674-7169
- ・ 072-674-7773

## 制度改正後の児童手当の初回支給は令和6年12月13日の予定です。

※9月30日までに申請が完了していない場合、令和7年2月以降に支給が遅れる場合があります。  
※提出期限は令和7年3月31日です。この日を過ぎると、お手続きのなかった期間の児童手当は受け取れません。

### 【振り込め詐欺や個人情報の詐取】にご注意下さい

ご自宅や携帯電話等に高槻市から問い合わせを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込を求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに高槻市の窓口又は最寄りの警察にご連絡下さい。

【相談窓口】 高槻警察署 ☎072-672-1234  
消費生活センター ☎072-682-0999